

朝廷の存続と天皇の下賜

—村井貞勝と前田玄以への下賜の成立と意義—

北 堀 光 信

はじめに

戦国期に衰退した朝廷は、織田政権と豊臣政権の財政援助を得て再建された。朝廷と織田・豊臣政権の関係は、幕藩制国家成立の観点から天皇を位置付ける事で研究が再開された。織田・豊臣政権の天皇權威利用と利用に対峙する朝廷側という緊張関係が描き出された。しかし、これは武家側からの一方的視点であり、限界があった。研究史を克服するため、史料の整理と具体的分析から実態が見直された。山口和夫氏は、「朝廷は武家の支配の客体であっただけでなく、統一政権に積極的に加担し、共生関係を築いた」と述べ、朝廷の主体性を評価する事を提起した。³現在の研究は、朝廷の実状を明らかにして、公武両者の観点から分

析する方法となっている。

朝廷は、織田・豊臣政権に対し、自らの存在を認めさせる必要があった。山口氏が述べた「朝廷は統一政権に積極的に加担し、共生関係を築いた」というのは、朝廷が織田・豊臣政権のため、戦勝祈願、勅命講和を行うなど活動した事である。朝廷は、織田・豊臣政権との関係の緊密化を図った。関係を緊密にする方法として、朝廷と武家政権との相互で具体的に用いられたのが、贈与であった。

贈与は、贈る側と贈られる側の両者間で成立する。贈与は、提供、受容、返礼を通じ、両者間の関係を確認するために⁵行われる。贈与を同じ者に繰り返し返すのは、構築してきた関係を維持、強化するためであり、必要ない者に贈与は行われなかった。贈与は社会構造に組み込まれており、贈

与の分析から統治の実態、交流の範囲、関係の深度等が明らかにされている。

公武間の贈与は、献上と下賜に分けることが出来る。これまでの研究では、武家側から朝廷への献上が注目されてきた。神田裕里氏は、「織田信長と禁裏・公家の交流―献上行為を通じて―」で、織田信長と朝廷間の贈与を、「豊臣秀吉の献上行為について」で、豊臣秀吉と朝廷間の贈与を史料から抜き出し、表に整理して、贈与の実態を明らかにした。ここから、戦国期の將軍・織田信長・豊臣秀吉の贈与の特徴と差違に言及している。しかし献上を中心とした考察だけでは、武家側から天皇への接近が視角となる。

これに対し、天皇側から武家側への下賜は、部分的にしか述べられてこなかった。だが献上と同様、天皇も自らの意志を持ち、下賜を行っていたことを忘れてはならない。天皇は下賜を用い、織田・豊臣政権との交流を続け、関係を維持することに努めていた。下賜は、朝廷内部や武家政権内でも行われるが、本論では、下賜は天皇から武家政権への下賜に限定する。

織豊期の史料から下賜の事例を抜き出すと、下賜は織田信長と豊臣秀吉を中心に行われた。また、村井貞勝と前田

玄以外にも下賜は繰り返された。本論が基本史料とする『御湯殿上日記』⁽¹⁰⁾は、下賜の相手を分けて記している。信長への下賜は、「のふなかに」・「たいしようへ」・「内ふへ」等と記述されているのに対し、貞勝への下賜は、「むらいに」と記される事が多い。『御湯殿上日記』天正七年九月十四日条には、「山國の事れいに、又宮の御かたの御ちの人して、ちよくしよとからにしき、ひき十てうにおかれて、のふなかにつかはさる、むら井にはあをさまき物一たんつかわさる、」とある。天正七年九月の下賜は、信長と村井貞勝の二人に行われた。立花京子氏は「貞勝への下賜は、貞勝個人に与えるものではなく、貞勝は下賜を取り次いでいるのに過ぎない。下賜は、信長へ行われた」と言及している。しかし史料では、信長への下賜と貞勝への下賜は分けることが出来る。貞勝は下賜を取り次いでいるだけでなく、貞勝自身にも下賜が行われていた可能性があり、個別に検討する必要があると考えられる。

秀吉への下賜は、『御湯殿上日記』に「はしはちくせんに」・「くわんはくへ」・「大こうへ」と記されているのに対し、玄への下賜は、「けんいに」・「ほういんへ」・「とくせんいんへ」と記されている。『御湯殿上日

記」天正十七年十月十二日条には、「關はく殿へ（一助持守時也）くわんしゆ寺大納言、中山大納言御つかいにて、御たき物（兼物）大なるかいにえをめはりて三かいまいる、同法印にもちいさきかいに十かいくたさるる」とある。天正十七年の下賜は、「關はく殿」の秀吉と「法印」の玄以、二人に行われた。秀吉への下賜と玄以への下賜も、明確に区別することが出来る。矢部健太郎氏は、「京都奉行」の前田玄以と浅野長政にまで下賜が行われた事実を指摘する。しかし事例を紹介するだけに留まっており、天皇が「京都奉行」にまで下賜を広げた過程、必要性を検討していない。

本論では、信長と秀吉への下賜ではなく、貞勝と玄以への下賜を中心に考察する。天皇は、貞勝と玄以にまで下賜の範囲を広げ、下賜を繰り返すことにより、織田・豊臣政権との関係の緊密化を図ったと考えられる。貞勝と玄以への下賜は、信長と秀吉に対する下賜とは異なる、独自の意義があると思われる。天正十六年四月二十六日、下賜全体の中で最も豪華で大量の下賜が行われた。この下賜は、玄以に対して行われた（以下本論では、天正十六年四月二十六日、玄以に行われた下賜を天正十六年の下賜と略す）。最も豪華で大量の下賜が玄以に行われた意味を、下賜の整

理から考察する。

近年の研究では、信長・秀吉と天皇という直接の関係だけでなく、実際に公武間の交渉を行っていた貞勝、玄以と「武家伝奏」の役割が注目されている。これらの研究の成果を積極的に取り入れながら、貞勝と玄以への下賜を明らかにしていく。そしてそこから、織豊期の下賜の特徴を考えていきたい。

一、永祿、元龜年間の下賜

戦国期、天皇が下賜を行う武家側の相手は、基本的に將軍であった。下賜は、年中行事に従い、定例化して毎年繰り返された。また將軍の若君誕生、元服など將軍とその若君の通過儀礼、將軍の官位叙任等の將軍家の臨時祝賀にも下賜が行われた。將軍は在京することを基本としていたが、しばしば抗争に敗れ、京都から逃走した。

將軍が逃走している間、將軍に代わり実際に京都を統治した者に、天皇は下賜を行った。永祿五年三月六日、六角義賢が入京して、足利義輝は一時、八幡に退いた。『御湯殿上日記』永祿五年四月十一日条には、「わかきみ御

「一、藤原正にて、二、武家ふけへの御三、一、所むま、御四、二、方たちあすは御五、三、日とく日とて、六、今日けふくわんしゆ寺七、一、勅一位をなかしへめ八、一、召していたさる、」とある。天皇は、將軍家の若君が誕生した祝賀に、勸修寺尹豊を八幡に遣わし、馬と太刀を下賜した。四月二十四日、天皇は尹豊を遣わし、六角義賢に十色十荷、六角義治に足十帖と緞子を下賜した。六月二日、六角義賢と三好長慶が和睦して、六角親子は坂本へ帰った。この三カ月の間、八幡に逃走した將軍と京都を現実に統治した六角義賢、それぞれに下賜が行われた。六月二十二日、義輝が再び入京を果たした時、天皇は上洛の祝賀として太刀を下賜した。六月二十六日、天皇は万里小路惟房を遣わし、三好長慶に太刀を、松永久秀に太刀と金襴を下賜した。

永祿八年五月十九日、三好三人衆が足利義輝を殺害した。『御湯殿上日記』永祿八年五月二十一日条には、「一、好みよしひゆか、二、好みよしみやう代三、一、代に御四、一、禮れいに五、一、奉まいる、六、小御所こ御所にて七、一、下くださる、」とある。「みよしひうか」とは、三好日向守長逸のことである。三好長逸は、三好義継の名代として参内して、以後將軍に代わり京都を統治した。永祿九年七月十四日、長逸は上洛し、七月十七日、御礼に参内して、献上を行い、小御所で九献を賜わった。『御湯殿

上日記』永祿九年七月十八日条には、「一、ひうか所へ二、一、日まての三、一、方こうち大納言御四、一、所つかいに五、一、十か六、一、十かうたふ、七、一、かたし八、一、なきとてやかて御九、一、馬むま、御十、一、方たちにて御十一、一、禮れいに十二、一、奉まいる」とある。天皇は万里小路惟房を遣わし、献上の御礼として、長逸に十色十荷を下賜した。長逸は、返礼として、馬と太刀を献上した。

戦国期、天皇は自らの保護を求めて、各地の戦国大名に広範囲に下賜を行った。天皇は、戦国大名に公家を派遣して、献金を求めた。織田氏も公家が派遣された戦国大名の一人であつた。同時に年中行事を契機に、將軍の献上に対し、返礼として武家伝奏を派遣し、下賜を行っていた。將軍は在京するのが基本であつたが、抗争に敗れ、京都から逃走する事もあつた。將軍が京都から逃走したとき、將軍に代わり現実に京都を統治した者にも、天皇は下賜を続けた。戦国期の天皇は、現実の政治状況の推移に従い、相手を選別して下賜を続けていた。

永祿十一年十月、信長は足利義昭を奉じて上洛した。『御湯殿上日記』永祿十一年十月六日条に、「一、一てういんの二、一、武家ふけあ三、一、川くた川に御四、一、衆ちんす五、一、衆へられ候とて、この御所よりめてたきとの御六、一、所つかい七、一、衆まいら八、一、衆せられ候、くわんしゆ寺九、一、衆くわんら十、一、衆くと

て、^{「御修り」}右中弁の宰相まいらせられ候、^{「武家」}ふけへ御たちまいる、^{「物」}おくりものをたに十かう十かくたさる、^{「色」}これも御つかい^{「物」}右中弁との」とある。義昭と信長が上洛を果たす時から、^{「御修り」}下賜は義昭と信長に繰り返された。元龜四年、義昭が京都を離れるまで、義昭への下賜は続けられた。十月に行われる亥子の下賜は、元龜三年十月まで継続された。²³

永祿十三年二月二日、村井貞勝は信長の作事奉行として、すでに修理を行っていた日乗に添えて御所修理に加わるこ²⁵とが申し付けられた。『御湯殿上日記』元龜元年四月二十七日条には、「むらい、日せう、みなくになかはしして一たふ、かたしけなきよし申、三色二かつかはさる、」^{「瓜」}とあり、天皇は、村井貞勝と日乗に三色三荷を下賜した。『御湯殿上日記』元龜元年六月二十四日条には、「ふけよりもやまとうり五こまいる、ゆうあみ御つかい候て、むらい、日せうに、御うりふけよりのたふ」とあり、貞勝と日乗に、義昭より献上された大和瓜が下賜された。『御湯殿上日記』元龜元年五月八日条には、「むらいにくるまよせにて^{「方」}万里小路^{「御修り」}御しゆりのほねおりにとんす^{「下」}くたさる、」とある。天皇は、御所の車寄せで、万里小路^{「御修り」}惟房を遣わし、貞勝に緞子を下賜した。下賜は、「御しゆ

りのほねおり」として行われた。「ほねおり（骨折り）」は、「労力に対する報酬」を意味する。²⁶『日補辞書』には、「下人どもを、仕事をした後とか、仕事をしている最中とかに、ほめるときの言葉」とある。²⁷元龜元年の三回の下賜は、御所修理の慰勞として行われた。

『御湯殿上日記』は、元龜元年から四年まで年間通じて記述が残されている。管見する限り、元龜元年六月二十四日から天正元年九月十四日までの間、貞勝への下賜の記述は見られない。日乗と貞勝への下賜は、御所修理の終了に伴い、行われなくなった。永祿、元龜年間、京都には義昭政権と信長政権の二つの政権が並存していた。²⁸天皇は、両政権に対して下賜を行っていたが、信長の代わりに実際の政務にあたった信長の家臣団にまで下賜を広げなかった。正親町天皇は、下賜を行う相手として貞勝を見ていなかった。貞勝への下賜は、御所修理の慰勞の下賜として行われただけであった。

二、村井貞勝への下賜

管見する限りでは、天正期になると正親町天皇から村井

貞勝への下賜は、十四回行われている。貞勝への下賜を、下賜の年月日・村井貞勝の史料上での記述・天皇の使者・下賜された物品・下賜の理由に分けて整理したのが表一である。

天皇の使者は天正五年三月十四日に遣わされた広橋兼勝と雅朝王の二人の派遣を除けば、何れも一人の公家が遣わされている。広橋兼勝が三回、雅朝王が二回遣わされているが、使者は特定の公家に統一されておらず、禁裏小番衆を中心に、多くの公家が遣わされた。

下賜物品には、天皇に献上された物品が貞勝に下賜されたことが三回、掛袋が四回、薫物が二回、金襴・緞子・青き巻物など衣料類が五回贈られている。天正三年、下賜が繰り返されるようになると、献上品が下賜されなくなり、天皇自作の香類が贈られるようになった。貞勝への下賜の重要度が増し、下賜の価値を高めるため、天皇は品物を選ぶようになったと考えられる。下賜の物品は、単品で贈られるのが十七回中、十五回と大多数を占めていた。下賜物品には、天皇が自ら調査した掛袋・薫物と天皇の所持する衣料類を中心に、一つの品物が贈られた。²⁹⁾

元龜四年七月十九日、足利義昭は京都から退いた。³⁰⁾ 天正

に改元されると、義昭への下賜はなくなり、信長への下賜が、急激に増加した。天皇は織田政権との関係の緊密化を急ぎ、下賜を集中させた。『信長公記』天正元年七月二十一日条には、「天下所司代村井長門守被仰付、致在洛、諸色被申付、面目之至也」とあり、村井貞勝は信長から「天下所司代」に任命された。³¹⁾ 『御湯殿上日記』天正元年九月十四日条には、「めうしんしより松のおりとしくくのことくまいる、むらいにつかわさる、」とある。正親町天皇は、妙心寺から贈られた松の折を村井貞勝に下賜した。天皇は、天正元年九月から、下賜の相手として貞勝を加えた。貞勝の「天下所司代」就任と貞勝への下賜の再開は合致する。天正元年、貞勝が京都の統治において信長から権限が与えられ、天皇が貞勝に下賜を行う必要があると判断したため、下賜は行われたと考えられる。

天正期以降、京都を単独で統治した信長は、引き続き恒常的に在京しなかった。貞勝が「天下所司代」に任命され、信長に代わり、京都を実際に統治した。貞勝への下賜は、臨時で単発の下賜ではなく、継続的に行われた事に特徴がある。武家政権の特定の家臣に下賜が繰り返されるようになるのは、貞勝への下賜からである。

表1 村井貞勝と専次への下賜一覧

下賜年月日	史料記述	天皇の使者	下賜物品	下賜理由（注記）
元亀元年四月二十七日	村井		三色二荷	(村井と日乗二人に下賜)
元亀元年五月八日	村井	万里小路惟房	緞子	禁裏修理の骨折り
元亀元年六月二十四日	村井		武家よりの 大和瓜	(村井と日乗二人に下賜)
天正元年九月十四日	村井		妙心寺よりの 松の折	
天正元年十一月十四日	村井民部 貞勝	長橋の局	緞子	信長より献上の使いの 慰勞
天正三年五月十四日	村井	正親町実彦	梅の輪の 掛袋	
天正三年七月十六日	村井		兵衛守進上 の灯笼 鳥兜の緒	(十五日夜、灯笼を見に 伺候)
天正四年六月二十一日	村井長門	勤修寺晴右	掛袋二十	
天正五年正月十日	村井	中院通勝	三色二荷	
天正五年三月十四日	村井	広橋兼勝 雅朝王	幔 台の物十荷	
天正七年四月十八日	村井	雅朝王	掛袋二十	(皆透袋ばかり也)
天正七年五月三日	村井		金襴一反	小御所の築地、 その他小御所 出来てめでたし
天正七年七月十二日	村井	広橋兼勝	板の物十反	十一日、にわか拵に拵え 二の対出来て外移りあり
天正七年九月十四日	村井	宮の御方の 御ちの人	青き巻物 一反	(山国の事礼に、 信長に勅書、唐錦、 正十帖遣わす)
天正八年四月三日	村井入道	藤中納言	掛袋二十	議定所の築地のこと ついでに仰せらるる
天正八年七月二日	村井	葉室長頼	掛袋二十	留守とて帰る
天正八年 十二月二十八日	村井専次		薰物五貝	
天正九年正月九日	春長軒	広橋兼勝	薰物五貝	村井に安土のこと談合

(記述は全て『御湯殿上日記』による)

天正三年、貞勝が単独で京都を統治するようになると、下賜は不定期で恣意的ながら繰り返された。久野氏は「村井貞勝発給文書の基礎的考察」で、「織田政権の京都支配は、上洛後直ちに貞勝により行われたのではなく、政治状況にに応じて、次第に段階をおって単独による政治に移行された。天正三年、明智光秀が丹波計略のため京都を離れ、天正四年、貞勝による単独政治が行われた」と整理している³²。貞勝との関係を緊密にする必要があった天皇は、その方法として下賜を利用した。献上の御礼として下賜が行われるだけでなく、下賜が単独で行われるようになった。公家は、貞勝への参礼を天正四年正月から始め、以後、天正十年まで続けた³³。天正三年、明智光秀が京都を離れ、貞勝による単独政治が行われるのを機に、貞勝への下賜は、重要度を増したと考えられる。貞勝への下賜は増加し、公家の参礼が始まり、以後繰り返された。天皇は、織田政権の京都統治の動向に連動して、下賜を行っていた。

『御湯殿上日記』天正八年四月二日条には、「にはかに^一村井^一むら井^一所へのかけふくろあはせらる、^一袋^一行かせ^一とある。正親町天皇は、突然、貞勝へ贈る掛袋の調査を行った。四月三日条には、「むら井^一入道所へ藤中納言して、かけふくろ^一廿

つ^一かはさる、^一きちやう所のついで^一の事ついでにおほせらる、^一とある。正親町天皇は、「藤中納言」を派遣して、掛袋二十を村井貞勝へ贈った。この時ついでに、議定所の築地の事を貞勝に依頼した。天皇は、御所修理を自らだけで行うことが出来ず、貞勝へ掛袋二十を贈り、議定所の築地の修理を依頼した。貞勝との関係を維持しなければ、御所修理、御所警護もままならないのが、朝廷の現状であった。

谷口克広氏の労作により、現在、織田政権の家臣団の全体像を容易に知ることが出来る³⁴。織田政権の家臣団では、貞勝だけでなく、明智光秀、矢部家定にも下賜が行われた。天正三年二月六日、信長から鶴十羽が献上された。村井・明智・矢部が使者として、天皇に鶴を献上した。天皇は、献上の使者の慰労として家定に金襴を下賜した³⁵。『御湯殿上日記』天正七年七月二十四日条には、「山國の事に、あけち所へむま、よろいと、かけふくろ廿とつかはす」とある。山国荘の直務支配回復を依頼するため、天皇は明智光秀に馬、鎧と掛袋二十を遣わした。家定と光秀への下賜は、単発で臨時の下賜である。織田政権の家臣団の中で下賜が行われたのは、朝廷と関係する少数のものであり、下

賜が繰り返されたのは、村井貞勝だけである。天皇は貞勝に下賜を繰り返す事により、貞勝と織田政権の他の家臣との差違を示した。

信長からの献上の使者、御所の警護、修理など、朝廷との交渉において実務的なことは、貞勝が担当して行った。天皇は信長だけでなく、貞勝とも円滑な関係を維持する必要があつた。天皇側から見れば、織田政権において関係を緊密にする必要があつたのは、信長と貞勝という限られた者だけであつた。このため、下賜は信長と貞勝に集中した。御料の回復、御所修理、警護は、朝廷の自力だけで出来ず、信長側の援助により実現した。朝廷から信長側に要件を依頼するためには、事前に交渉が必要であり、そのため下賜は行われた。天皇は多くない朝廷財政の中から、相手を絞り下賜を繰り返した。

戦国期、下賜は將軍を中心に行われた。將軍への下賜は、武家政権の当主へ行われる下賜と、京都を統治している者への下賜という二つの性格があつた。このため、將軍が京都を離れたとき、將軍に代わり実際に京都を統治した者に下賜が行われた。信長入京まで、京都の統治は不安定であり、京都の現実の統治者への下賜は、単発の下賜であつた。

信長入京後、京都には將軍と信長の二つの政権があつた。このため、下賜は足利義昭と織田信長に行われた。元龜四年七月、義昭が京都を離れると、下賜は信長に集中した。貞勝が「天下所司代」を仰せつけられると、村井貞勝への下賜が新たに成立した。戦国期の將軍への下賜は、武家政権の当主である信長への下賜と京都を現実に統治する貞勝への下賜に分かれた。貞勝への下賜は、戦国期実際に京都を統治していた者に下賜を続けていた延長線上に位置づけられる。貞勝による京都の統治が安定すると、下賜は繰り返されるようになった。

三、前田玄以への下賜

天正十年六月二日、本能寺の変で信長と貞勝が殺された後、天皇はすぐに明智光秀に下賜を行つた。³⁶山崎の戦いで光秀が討たれた後、神戸信孝と羽柴秀吉が上洛してくるとの報を得た天皇は、勅修寺晴豊を遣わし、勝利を賀した。³⁷天正十一年閏正月十五日、秀吉は安土から上洛した。³⁸『御湯殿上日記』天正十一年閏正月十六日条には、「はしはちくせんに、ひき十てうに御たき物十かいくたさ³⁹

る、くわんしゆ寺しん大納言御つかい」とある。正親町天皇は、勤修寺晴豊を遣わし、上洛した秀吉との関係を深めるため、正十帖と薫物十具を下賜した。

『御湯殿上日記』天正十一年六月十日条には、
ちくせん申つけきやうをしり候物とて、けんにと申
物にまきものくたさる、御つかいくわんしゆ寺
しん大納言との、かたしけなきよし申

文中の「けん」は、前田玄以と考えられる。『言経卿記』と『兼見卿記』には「玄二」の記述が散見する。「玄二」は、「半夢斎玄以」を指している。天正十一年五月、玄以は「京都奉行」に就任した。天正十一年六月十日、天皇は勤修寺晴豊を遣わし、巻物を玄以に下賜した。天皇は、秀吉が申し付け、京都を知る者として前田玄以が新たに京都の統治者に置かれたと判断して、玄以に始めて下賜を行った。天正十一年の下賜は、貞勝から玄以へと下賜が継続されたことを示すものである。天皇は、玄以が「京都奉行」に着任すると、いち早く動いた。貞勝との関係を、玄以にも続けることを狙った天皇は、下賜を行う事により、玄以との関係を構築する事を図った。朝廷は、自力だけで自らの安全を確保することが出来なかった。そのため、天皇は

政情に無関心ではいられず、京都の政情に敏感に反応した。

管見する限りでは、天皇から前田玄以への下賜は、十一回行われている。玄以人の下賜を、下賜の年月日・前田玄以の史料上での記述・天皇の使者・下賜された物品・下賜の理由に分けて整理したのが、表二である。

天皇の使者には、天正十一年の最初の下賜から一貫して、勤修寺晴豊が一人遣わされていた。ところが、天正十六年の下賜は、勤修寺晴豊一人ではなく、菊亭晴季・中山親綱を含めた「三伝奏」が遣わされた。管見する限りにおいて、晴豊と中山親綱の二人が遣わされたのは、天正十七年十月十二日、秀吉と玄以の二人に、薫物が贈られた時の下賜だけである。玄以への下賜に、菊亭晴季が遣わされる事は、天正十六年の下賜以外見られない。

十一回の下賜の内、八回の下賜が単品であり、下賜の物品は単品であることが多い。下賜物品は、天皇が自ら調合した薫物・掛袋・匂い袋等の香類と天皇が着た服、天皇が持つ緞子・金襴など衣服類が多い。貞勝への下賜に続いて、天皇が調合した香類と天皇が持つ衣料類が贈られた。天正十六年の下賜には、服二重、金襴三巻、沈香五斤、馬、太

表2 前田玄以への下賜一覧

下賜年月日	史料記述	天皇の使者	下賜物品	下賜理由
天正十一年六月十日	けんに	勸修寺晴豊	巻物	筑前申しつけ京を知り候者として
天正十四年七月三日	玄以		上の御倉よりの年々の瓜	南の大工の奉行玄以に賜う
天正十五年八月四日	法印	勸修寺晴豊	緞子二巻	
天正十六年 四月二十六日	法印	菊亭晴季 勸修寺晴豊 中山親綱	服三重、 金襴三巻、 沈五斤、 馬、太刀	
天正十六年閏六月四日	法印		掛袋	
天正十七年十月十二日	法印	勸修寺晴豊 中山親綱	薫物小さき貝 二十貝	(秀吉へ絵を目張りて大きなる貝三貝参る)
天正十八年八月二十日	常の御所の奉行 民部法印	勸修寺晴豊	薄様に包まれた 薫物十貝、 樽五色五荷	
天正十九年二月十八日	法印	勸修寺晴豊	服一重、馬太刀 馬代銀子十枚	移徙の御礼、 万事肝煎申す
慶長三年二月二十三日	徳善院	伝奏	大覚寺から御殿 建設の合力として 献上された白銀 百枚	徳善院肝煎にて
慶長四年四月十四日	徳善院		薫衣香二十	
慶長五年五月十日	徳善院	勸修寺光豊	匂い袋二十 (はくすり)	秀頼、淀君、家康、 輝元、秀家へ 御見舞い

(天正十八年と十九年の下賜は『晴豊公記』に記されている。

他の記述は『御湯殿上日記』による)

刀が贈られた。これは天正十九年の下賜物品である服一重、馬太刀、馬代としての銀子十枚をも質量共に凌駕する、最も豪華で大量の下賜である。

次に、史料から下賜の理由が記述されているものを抜き出し、検討する。

『御湯殿上日記』天正十八年八月二十日条には、

つねの御所のふきやうみんふほうゐんに、
くわんしゆ寺大納言御つかいに、御たき物十かい
うすやうにつ、みて、御たる五かう五か下さる、
かたしけなきよし申さる、

『晴豊公記』天正十八年八月二十日条には、

禁裏ヨリ民部卿法印御さうさくほねおりとて、勅作大
貝一うすやうにつ、まれ、五色五か下候

天正十八年の下賜は、「常の御所の奉行」である玄以に行われた。勸修寺晴豊が遣わされ、薄様に包まれた薫物と五色五荷が下賜された。玄以は下賜に対し御礼を申し上げた。『晴豊公記』には「御さうさくほねおりとて」とある。『むくつづつ』は、「木工寮の唐名、城郭宮室の造営を掌どつた将作監」、「ほねおり」は、「労力に対する報酬」の事である。下賜は、御所の大規模修理が行われている最中、修

理の慰勞として行われた。

『晴豊公記』天正十九年二月十八日条には、

法印江わたましの御礼、萬事きも入申間、禁裏御服一

重、御馬太刀、馬代銀子十まいもたせ、予御使參候也

天正十九年の下賜では、勸修寺晴豊が遣わされ、服一重、馬太刀、馬代としての銀子十枚が下賜された。天正十九年の下賜は、一つの品物が下賜される通常の下賜物品と比較すると礼が尽くされている。下賜の理由としては、「移徙の御礼、万事きも入申間」と記されている。「きも入」は「肝を煎る」則ち「心遣いをする」から、「あれこれ世話をする」の意味がある。『日葡辞書』には、「熱心で良く世話をする人」とある。

天正十八年十二月二十二日、御所の修理が終わり、十二月二十六日夜、飯屋から本殿への移徙が行われた。玄以は、移徙の儀式には参加していない。玄以と移徙の關係は、移徙の準備段階に見られる。移徙の準備は、天正十八年十二月の一カ月間で行われた。移徙の準備は、玄以と「三伝奏」が「談合」を繰り返し、四人を中心に行われた。移徙が行われるまで、玄以が準備、費用負担など全ての事で熱心に良く世話をしたので、御礼として下賜が行われた。

慶長三年の下賜は、『御湯殿上日記』慶長三年二月二十三日条に、「大かく寺殿御てんたてられ候御かうりよくとて、しろかね百枚まいらせ候、とくせんいんきもいりにて、てんそとうりいたして御わたしあり」とある。大覚寺が再建され、御殿が建てられた事に対して、大覚寺門跡から合力として、白銀百枚が献上された。大覚寺から献上された白銀は、大覚寺再建の肝煎として、「伝奏」を通じ、玄以下賜された。

豊臣政権への下賜は、秀吉、秀吉の一族、「武家清華家」、前田玄以を中心に展開された。玄以は、秀吉によって創出された武家官位制において、公家成に位置づけられる。『晴豊公記』天正十八年二月十三日条には、「あさのたい正所へ諸事代存候ヨリ、禁裏ヨリ勅作十員被遣候、勅使余、院ヨリ向前ニ勅使菊亭也、さか月出候也」とある。浅野長政への下賜は、管見する限り、この一度だけである。公家成の者で、下賜が行われたのは限られた者だけであり、長政への下賜は、長政が一時「所司代」を任された時だけであった。秀吉の上洛命令に大名が従い、服属の意を示し上洛した。上洛した大名は、秀吉の推挙により官位授与され、官位授与の御札に参内して、天皇に物品を献上した。天皇は、

献上を行った多くの武家に対し、広範囲に下賜を行っていない。下賜の相手は、織田政権期に比べ拡大したが、豊臣政権全体から見れば、天皇が必要とする少数の者だけが選別された。

『御湯殿上日記』天正十六年四月二十六日条には、
ほうみんへ御ふくにかさね、きんらん三まき、
ちん五きん、御むま、たちくたさる、御つかい
きくてい、くはんしゆ寺、中山也、かたしけなきよし
申

『御湯殿上日記』天正十六年四月二十七日条には、
昨日は色／＼かたしけなきよし申て、ほうみん昨日の
御つかいして御れい申上候

天正十六年四月二十六日、後陽成天皇は、「法印」である前田玄以へ、服二重、金襴三卷、沈香五斤、馬、太刀を下賜した。使者には、菊亭晴季・勅修寺晴豊・中山親綱が遣わされた。玄以は、下賜に対して御札を申した。二十七日、玄以は昨日派遣された「御使」を通じて、再び御札を申し上げた。表二を見れば、天正十六年の下賜は、玄以への下賜の中で最も礼が尽くされていると位置づけられる。

宮内庁書陵部所蔵の『正親町天皇宸記』「禁中雜事恒例

臨時」を参照すれば、四月二十六日は、年中行事が行われる日時ではない。また他の下賜も、年中行事を理由に行われていない。天正十六年の下賜は、年中行事として行われたものではない。年中行事として決められた日時以外に行われた贈与には、通常の贈与以上の意義が付加されると思われる。天正十六年四月十四日から十八日までの五日間、⁵³後陽成天皇は、豊臣秀吉が京都、内野に建設した聚楽亭に行幸を行った。天正十六年の下賜は、聚楽亭行幸の八日後に行なわれている。このことから、聚楽亭行幸と関係していると考えられる。

後陽成天皇が還幸した翌日の四月十九日、北政所が従一位に、豊臣秀吉が従二位に叙位された。⁵⁴聚楽亭行幸の前後に行われた武家邸行幸において、行幸の主催者は、天皇が還幸した後日、行幸の御礼の参内を行い、物品を献上している。⁵⁵しかし聚楽亭行幸の後、行幸の主催者である秀吉は、御礼の参内を行っていない。秀吉は御礼の参内の代わりに、祝詞として行幸を祝った和歌三首を作った。「式部卿法印長諳」の楠正虎に命じて、和歌を短冊三枚に書かせ、松の枝にむすびつけ、後陽成天皇と正親町上皇に贈った。この時秀吉から菊亭晴季・勤修寺晴豊・中山親綱宛に、添状が

遣わされた。

九条家が所蔵を続け、現在宮内庁書陵部にある「聚楽亭幸記」⁵⁶には、次のように記されている。

今度 行幸忝次第、即令参 内雖可申

上候、先為祝詞、此三首進上候、宜預披露候、

仙洞へも被懸御目可然候者、取成専一候也、謹言

四月廿日 御料

菊亭殿

勤修寺殿

中山殿

長諳御使にて伝奏へ致持参也

「御湯殿上日記」天正十六年四月二十日条には、「くわんはく殿より御うたまいる」とあり、和歌は秀吉から天皇に届けられた。院にも、菊亭晴季・勤修寺晴豊・中山親綱が、和歌三首を持参した。⁵⁷秀吉と天皇、院との間で、「三伝奏」が使者となり、和歌の贈答が行われた。秀吉は、四月二十一日、鷹狩りを行い、四月二十五日、大坂に下向した。⁵⁸

下賜は、行幸を主催した秀吉ではなく、玄以に行われた。玄以は、行幸で行われた五日間の行事に直接参加していな

い。玄以と行幸の関係は、行幸の準備段階に見られる。行幸の準備で玄以が果たした役割をまとめると、次の三つとなる。⁵⁹⁾

(1) 事前に公家から記録を集め、「談合」で古記録を読み、行幸の先例を調査した。「三伝奏」の菊亭晴季・勤修寺晴豊・中山親綱と「談合」を繰り返して、行幸形成のため公武間の協議を行った。

(2) 公家・門跡に行幸の開催を伝え、準備料の下行を行ううなど、朝廷側との交渉を行った。

(3) 秀吉が乗る牛車を再興するなど、行幸に使用する道具を調えた。

行幸の費用は、秀吉側が負担した。実際に費用を朝廷側に渡したのは、前田玄以であった。⁶⁰⁾ 行幸の御礼を具体的にみていけば、武家邸行幸後、天皇が行幸の主催者に御礼の下賜を行うことはない。また、武家側の準備の中心者にも下賜は行われていない。天正十六年の下賜は、行幸の御礼として常に行われるものではない。

聚楽亭行幸の二日目、秀吉は京中地子銀五千五百三十兩余りを禁裏御料所に、京中地子米八百石を正親町上皇と智仁親王に献じた。諸公家、門跡には、近江国高島郡八千石

の地をそれぞれ献じた。秀吉が財政的援助を行ったことにより、朝廷の運営は安定した。聚楽亭行幸は、朝廷が再建される契機として位置づけられている。⁶¹⁾

行幸の五日間、多くの献上が行われ、大量の物品が天皇に集まった。天正十六年の聚楽亭行幸により、長期に渡り中絶していた御所外行幸は再興された。行幸の準備は、玄以が中心となって行われた。天正十六年の下賜は、天正十九年の下賜と慶長三年の下賜の理由として記されている「肝煎」の御礼として行われたと考えられる。天正十九年の下賜は、移徙での万事肝煎の御礼として行われたため、通常の下賜よりも礼が尽くされていた。天正十六年の下賜は、天正十九年の下賜をも凌駕する最も礼が尽くされた下賜である。後陽成天皇は、行幸の準備で玄以が「万事肝煎（全てのこと熱心に良く世話をした人）」であったので、御礼として下賜を行ったと考えられる。

行幸後、豊臣政権側に対して下賜が行われたのは、前田玄以一人であった。天皇は、玄以に対し特別に下賜を行い、玄以と他の家臣との差違を明確に示した。天皇は行幸での献上により手許に大量の物品が集まったとき、これまでの肝煎の御礼と以後の継続した援助を得るため、玄以だけに

最も豪華で大量の下賜を行い、関係の強化を図ったと考えられる。玄以は、最も礼が尽くされた下賜の派遣に対して、二十六日に御礼を申し上げ、翌日にも、再び御礼を申し上げた。

天皇が武家側に望んだのは、朝廷の再建と朝廷儀式の再興であった。朝廷の自力だけで朝廷儀式を再興しても、儀式を継続して行う事が出来なかった。儀式の継続には武家側の援助が必要であった。聚楽亭行幸と豊臣政権の関係は、朝廷儀式と豊臣政権の関係を端的に表している。朝廷儀式と豊臣政権の関係は、次の三点にまとめられる。

①豊臣政権が関係する朝廷儀式の前には、玄以と「三伝奏」を中心とした「談合」が行われた。玄以と「三伝奏」が事前に集まり、公武間で意思が協議された。

②「三伝奏」の一人である菊亭晴季が上卿となり、儀式運営の中心となった。朝廷儀式の執行に、武家は参加しなかった。朝廷儀式は先例に従い、公家が行った。

③朝廷儀式の費用は、玄以から直接、又は「三伝奏」を経て朝廷側に渡された。儀式が行われた後、儀式の費用額が「三伝奏」から玄以に伝えられ、直接または「三伝奏」を通じて朝廷側に渡された。

『三節会集会』によれば、三節会は天正六年に単年ながら再興された後、天正十五年と十六年に再び再興された。

『狩野亨吉氏蒐集文書』には、天正十六年に行われた三節会の費用百七石三斗は、禁裏御倉を通じて三節会に参加した役人衆に渡す事を玄以が指示した文書がある。三節会は、公家により再興されたが、儀式の費用は玄以が援助した。

織田政権の村井貞勝に続き、豊臣政権でも在京して、秀吉の代理として朝廷との実務交渉を行う者がおかれた。秀吉からの献上の使者、秀吉が推挙して任官される官位の執奏手続き、御所の警護、御所の修理などは、前田玄以が行った。豊臣政権と朝廷との日常的交渉は、玄以と「三伝奏」の菊亭晴季・勤修寺晴豊・中山親綱により行われた。豊臣期に再建され始めた朝廷の運営に、玄以は武家側の実務交渉者として大きな役割を果たした。玄以からの援助を必要とした天皇は、玄以に下賜を続け、関係を緊密にすることに努めた。玄以への下賜は、天皇への肝煎の御礼として行われるようになった。

最後に

慶長三年の秀吉死後も、朝廷への援助は引き続き玄以が担当した。天皇は、御所の警護、修理を玄以に依頼した。慶長四年と五年にも、玄以への下賜は続けられた。慶長五年五月十日、後陽成天皇は御見舞いとして、勅修寺光豊を大坂に遣わし、匂い袋を下賜した。慶長五年の下賜は、秀頼、淀君、徳川家康、毛利輝元、宇喜田秀家、徳善院（前田玄以）に行われた。下賜は、秀吉死後の豊臣政権において、天皇が下賜の相手として選別していた者に行われた。天皇は秀吉死後も、玄以との関係を緊密にする必要があった。

玄以への下賜は、天皇の下賜政策に組み込まれ、板倉勝重にも下賜が行なわれた。宮内庁書陵部には、無年号文書であるが、「所司代へ下賜の香包方」という史料が残されている。

武家側に対する下賜は、常時参仕している禁裏小番衆へ行われる下賜と異なり、財の再配分として行われていない。朝廷の再建と朝廷儀式の再興は、一度再建されても存続が保証されていない。朝廷が日常的に行っていた公武間の交

流は、自身の存続のためでもある。朝廷には、家それぞれの存続策があった。

天皇は下賜の相手を明確に絞り、意図的に下賜を繰り返す事により、武家側との関係を主体的に構築した。天皇は京都の政治状況に合わせ、京都を実際に統治する者に下賜を続けていた。天皇は朝廷を支援する信長と秀吉に下賜を繰り返し、それぞれの政権において朝廷との実務的交渉を行った貞勝と玄以にまで下賜の範囲を広げた。貞勝と玄以との関係を緊密にする必要があったため、貞勝と玄以への下賜は、自主的に創出され、不定期で恣意的ながら続けられた。

織豊期の公武間の日常的関係は、貞勝と玄以からの援助と貞勝と玄以への下賜と参礼が合わさって維持された。下賜を用い、織田・豊臣政権との関係の強化を図り、共生関係を築いた天皇は、豊臣政権の援助を得て、朝廷の再建と朝廷儀式の再興を始めた。

註

(1) 代表的なものとして、朝尾直弘「幕藩制と天皇」(『体系日本国家史三 近世』(東京大学出版会、一九七五)所収。後

に「將軍権力の創出」(岩波書店、一九九四)所収)が挙げられる。

- (2) 近年の主な研究としては、三鬼清一郎「戦国・近世初期の天皇・朝廷をめぐる」(『歴史評論』四九二、一九九二)、同「織豊期における官位制論をめぐる」(『歴史科学』一七二、二〇〇二)、池享「戦国・織豊期の朝廷政治」(一橋大学「経済学研究」三三三、一九九二)、同「天皇家の戦国克服」(歴史科学協議会編『歴史が動く時』(青木書店、二〇〇二)所収など。池の一連の研究は後に「戦国織豊期の武家と天皇」(校倉書房、二〇〇三)に収められた)、藤田達生「豊臣政権と天皇制」(『歴史学研究』六六七、一九九五)後に「日本近世国家成立史の研究」(校倉書房、二〇〇二)所収)、堀新「織田権力論の再検討」(『共立女子大学文芸学部紀要』四四、一九九八)、同「織田信長と武家官位」(『共立女子大学文芸学部紀要』四五、一九九九)、同「織田信長と勅命講和」(『戦争と平和の中近世史』(青木書店、二〇〇二)所収)、立花京子「信長権力と朝廷」第二版(岩田書院、二〇〇二)、橋本政宣「近世公家社会の研究」(吉川弘文館、二〇〇二)が挙げられる。
- (3) 山口和夫「統一政権の成立と朝廷の近世化」(『新しい近世史』第一巻「国家と秩序」(新人物往来社、一九九六)所収)。
- (4) 研究視点の転換については、堀「信長・秀吉の国家構想と天皇」(日本の時代史十三「天下統一と朝鮮侵略」(吉川弘

文館、二〇〇三)所収)がまとめている。

- (5) 『歴史学事典』第一巻「交換と消費」(弘文堂、一九九四)「贈与論」等を参照。
- (6) 石田晴男「『天文日記』の音信・贈答・儀礼からみた社会秩序」(『歴史学研究』六二七、一九九二)、盛本昌広「日本中世の贈与と負担」(校倉書房、一九九七)、同「豊臣政権の贈答儀礼と鷹狩」(『中央史学』一三三、二〇〇〇)等多くの研究がある。贈与の研究史は、桜井英治「日本中世の贈与について」(『思想』八八七、一九九八)がまとめている。
- (7) 献上は、「物を主君や貴人などに差し上げること、奉る事」を、下賜は、「身分の高い人が身分の低い人に与えること、下さること」を意味する(『日本国語大辞典』第二版(小学館、二〇〇一))。下賜の歴史的意思是、「歴史学事典」第一巻「下賜」にまとめられている。
- (8) 神田裕里「織田信長と禁裏・公家の交流」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二、一九九六)。
- (9) 神田「豊臣秀吉の献上行為について」(『駒沢史学』五四、一九九九)。このほかの論文には、神田「織豊期における公家の生活」(『日本近世国家の諸相』(東京堂出版、一九九九)所収)、同「戦国・織豊期における朝廷内制度」(『日本歴史』六四二、二〇〇一)、同「織田信長に対する公家衆の『参礼』」(『戦国史研究』四三三、二〇〇二)等がある。
- (10) 統群書類従補遺三「御湯殿上日記」(統群書類従完成会、一九二〇)。

(11) 立花「信長期公武間関係の実態」三、香の下賜〔信長権力と朝廷〕(註(2)書)所収。

天皇はしばしば信長・信忠・信孝・貞勝・村井清次に、懸香・懸袋・匂貝の香類を下賜していた。信長は香を自ら使用するのではなく第三者に与えるために天皇に所望したこと、天皇もそれを知って信長に与えていた。天正三年五月十四日に貞勝に正親町実彦をして「梅の輪の懸袋十」を与えた以後急増し、天皇が信長等に香類を下賜した回数はいかに多い。

香下賜は貞勝からの要求によって与えられ、それは信長への下賜であって貞勝個人へ与えるものではない。貞勝または清次は、下賜を取り次いでいるのに過ぎなかった。天皇は、貞勝・清次からの要求に対して、何の抵抗もなく応じていた。香下賜を望んだのは、信長の全国制覇の正当性が「天皇の静謐」の執行であるから、信長権力内外へ天皇との密接な関係を誇示するためと認識して良い。

(12) 矢部は、「秀吉以外の天皇使節の派遣を受けた武家衆に、前田玄以・浅野長政の二人の京都奉行が挙げられる。長政のもとへ後陽成天皇から勅作の貝を持った勤修寺晴豊が派遣されており、正親町上皇からも菊亭晴季が派遣されている。この事は、秀吉以外の武家衆としては異例の事であり、天皇と上皇の双方からの使節を受けている例は他に見ることが出来ない」と述べている(矢部健太郎「豊臣秀吉の天皇使節」〔豊島岡研究〕平成十一年度、一九九九)。

(13) 久野雅司「織田政権の京都支配」〔白山史学〕三三、一九九六、同「村井貞勝発給文書の基礎的考察」〔東洋大学文学部紀要〕第五五集、史学科編二七号、二〇〇二、伊藤真昭「秀吉関白任官と所司代の成立」〔日本史研究〕四一九、一九九七、同「織豊期伝奏に関する一考察」〔史学雑誌〕一〇七二、一九九八、二つの論文は、後に「京都の寺社と豊臣政権」(法蔵館、二〇〇三)所収、矢部「豊臣秀吉から天皇への使節」〔日本史研究〕四五九、二〇〇一。伊藤「織豊期「武家伝奏」再考」〔日本史研究〕四八四、二〇〇二。

(14) 「御湯殿上日記」永禄五年三月六日条。

(15) 「御湯殿上日記」永禄五年四月二十四日条、「さ、きのさきやうの大夫さき、所へ十かう十かくたさるる、おなしく四郎にもひき十てうにとんすくたさる、御つかるくわんしゆ寺一位なり」。天文八年十月三日、六角定頼が上洛したときも、十一月二十二日、太刀が下賜された(「御湯殿上日記」天文八年十一月二十九日条、「廿二日にはくして六かくに御たちたふ」)。

(16) 「御湯殿上日記」永禄五年六月二日条。

(17) 「御湯殿上日記」永禄五年六月二十二日条、「ふけ八わたより御しゆらくにて、わかきみのまいられ候御たちかへしに、御たち、大たち十郎もちてまいる、又こなたよりくわんしゆ寺一位して、御しゆらくめてまきとて、御たちまいる」。

(18) 「御湯殿上日記」永禄五年六月二十六日条、「みよしに御た

ちくたさる、まつなかにも御たちと、きんらんとくたさる、御つかるまでこのうち、かたしけなきよし申」。

- (19) 『御湯殿上日記』永禄八年五月十九日条。新訂増補『言継卿記』(続群書類従完成会、一九六七)永禄八年五月二十一日条。義輝殺害とその後の経過については、瀬戸薫「足利義栄の將軍宣下をめぐって」(『国史学』一〇四、一九七八)、今谷明「室町幕府解体過程の研究」(岩波書店、一九八五)、山田康弘「將軍義輝殺害事件に関する一考察」(『戦国史研究』四三、二〇〇二)を参照。

- (20) 『言継卿記』永禄九年七月十四日条。

- (21) 『御湯殿上日記』永禄九年七月十七日条、「ひうか御れいにまいりとて、三色、御たるしん上申、こ御所にてくこんたふ、まてのこうち頭弁、しら川、きよく郎まいらる、」。

- (22) 堀「戦国大名織田氏と天皇權威」(『歴史評論』五二三、一九九三)。戦国大名と天皇の関係についての言及は多くあるため、池「大名領国制の展開と將軍・天皇」(講座日本歴史)四(東京大学出版会、一九八五)所収、後に注(2)書所収、今谷明「戦国大名と天皇」(福武書店、一九九二)、永原慶二「応仁・戦国期の天皇」(講座前近代の天皇)二(青木書店、一九九三)所収。後に「戦国期の政治経済構造」(岩波書店、一九九七)所収を紹介するに留める。

- (23) 神田は「織田信長と禁裏・公家の交流」で、「織田政権は、室町將軍が年中行事の一環として行っていた献上行為を踏襲せず、多様且つ恒常的な献上を行った。室町幕府により

構築された年中行事に従った献上は、天正期以降断絶した。

豊臣政権においても、献上は年中行事として行われていなかった」と整理している。信長が室町幕府の儀礼体系を継承しなかったことについては、二本謙一も言及している(二本「中世武家儀礼の研究」(吉川弘文館、一九八五)、同

- (24) 日乗については、荻野三七彦「怪僧日乗について」(『日本歴史』五二八、一九九二)を参照。

- (25) 『御湯殿上日記』永禄十三年二月二日条、「むらいけふより日せうにあひそへ御しゆり申つけてさする、みなく御大くともことくまほしすわうにてまいる」。

- (26) 『日本国語大辞典』「骨折り」。

- (27) 邦訳「日葡辞書」(岩波書店、一九八〇)。

- (28) 最新の研究として、久野「足利義昭政権と織田政権」(『歴史評論』六四〇、二〇〇三)がある。

- (29) 贈られる物品が持つ意味については、神田が網羅的に説明している。また衣料品の贈与は播磨良紀「織豊期の生活文化」(日本の時代史十三「天下統一と朝鮮侵略」(註(4)書)所収)、香類の贈与は神保博行「香道の歴史辞典」(柏書房、二〇〇三)の説明が詳しい。

- (30) 『御湯殿上日記』元龜四年七月十九日条。

- (31) 『信長公記』(『大日本史料』天正元年七月二十一日条所収)七月廿一日条。

- (32) 久野「村井貞勝発給文書の基礎的考察」。立花「明智光秀花

押の経年変化と光秀文書の年次比定」〔古文書研究〕四六、一九九七）は、「光秀は天正三年九月から丹波へ出陣し、十一月には黒井城攻撃に従事するので京都支配から離れた」と述べている。

- (33) 吉田兼見は、天正三年まで貞勝への参礼を行っていない。天正四年正月から貞勝への参礼を始め、以後天正十年まで続けた（史料纂集『兼見卿記』（統群書類従完成会、一九七一）参照。貞勝への参礼は、『言継卿記』天正四年条でも確認できる。天正四年から参礼が恒常化する事は、断片的ながら『言経卿記』からも見られる（大日本古記録『言経卿記』（岩波書店、一九五九）参照）。

- (34) 高木昭作監修・谷口克広著『織田信長家臣人名辞典』（吉川弘文館、一九九八）。

- (35) 『御湯殿上日記』天正三年二月六日条、「のふなかよりつる十は、むらぬ、あけち、やて三人の御つかいにてしん上する、御つかいやてにきんらんくたさる、かたしけなきよし申す」。

- (36) 『兼見卿記』天正十年六月六日条

- (37) この間の経過については、『京都の歴史』四「桃山の開花」（學藝書林、一九六九）第三章「京都の改造」第一節「秀吉の時代」を参照。

- (38) 『兼見卿記』天正十一年閏正月（十五日）条

- (39) この記述は、『大日本史料』に収められておらず、従来の研究では取り上げられてこなかった。理由として、天正十一

年五月二十三日～六月十四日条は断簡であり、『御湯殿上日記』（十一）に収められていることが挙げられる。

- (40) 『言経卿記』天正十一年八月十九日条、八月二十一日条、八月二十三日条、『兼見卿記』天正十二年正月七日条。

- (41) 「古簡雜纂」天正十一年五月廿一日玄以宛織田信雄判状（『大日本史料』天正十一年五月二十一日条所収）。豊臣期の所司代成立までの過程は、伊藤「秀吉閏白任官と所司代の成立」が詳細に説明している。

- (42) 豊臣期の天皇使節を分析した矢部によれば、天皇使節には朝廷の総意としての公的な「勅使」と、天皇自身の内意を伝えるため、天皇との個人的関係を表す私的な「御使」があった。「勅使」は陣中見舞と戦勝祝賀、「御使」は物品下賜というように、派遣目的に応じて明確に使い分けられていた（矢部註（12）論文）。玄以への下賜の内、史料に記された七回の上皇使節は、何れも「御使」である。

- (43) 増補続史料大成『晴右記・晴豊記』（臨川書店、一九七八）天正十八年八月二十日条。御所修理の慰労の下賜としては、『御湯殿上日記』天正十七年十一月二日条、「大所たて、ふきやうへいさうに御たる、おり五かう五か下さる、御つかい中山大納言、かたしけなく過分なるよし申」もある。

- (44) 『国史大辞典』第七卷（吉川弘文館、一九八六）「将作大匠」。

- (45) 『日本国語大辞典』「肝煎」。

- (46) 『御湯殿上日記』天正十八年十二月二十二日条。豊臣政権に

より行われた御所の大規模修理については、嗣永芳照「京都御所作事関係年譜 天正度—安政度」(『書陵部紀要』二四、一九七二)、藤岡通夫「京都御所」(中央公論美術出版、一九八七)の整理がある。

(47) 『御湯殿上日記』天正十八年十二月二十六日条。

(48) 玄以と「三伝奏」の談合については拙稿「聚楽亭行幸の形成課程について」(『日本歴史』二〇〇四年三月号)で概要を説明している、あわせて参照していただきたい。猶、「談合」の全体像と具体的内容は、別稿を作成して論じる。

(49) 矢部「豊臣」(『武家清華家の創出』(『歴史学研究』七四六、二〇〇二)。武家清華家への下賜は、聚楽亭行幸の後から確認できる。

(50) 下村效「天正・文禄・慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」(『枹木史学』七、一九九三。後に『日本中世の法と経済』(統群書類従完成会、一九九八)所収)。

(51) 矢部註(12)論文を参照。その他、施薬院全宗にも、天正十五年から十八年の間、下賜が繰り返されている。

(52) 豊臣政権が行った一連の服属儀礼については、下村效「豊臣氏官位制度の成立と発展」(『日本史研究』三二七、一九九四。後に註(50)書所収)、黒田基樹「豊臣期公家成大名の政治的性格」(『岡山藩研究』三〇、一九九九)、二本「豊臣政権の儀礼形成」(『武家儀礼格式の研究』(吉川弘文館、二〇〇三)所収)等の言及がある。

(53) 『御湯殿上日記』天正十六年四月十四日条、十八日条。

(54) 『高台寺文書』(東京大学史料編纂所影写本)には、北政所の叙位の消息宣下がある。

上卿勅修寺大納言

天正十六年四月十九日 宣旨

豊臣吉子

宜叙従一位

藏人頭左近衛権中将藤原慶親 奉

『公卿補任』(吉川弘文館、一九六五) 天正十六年条

権中納言従三位 豊秀次、四月十九日叙従二位

(55) 増補続史料大成『愚管記』四(臨川書店、一九七八) 永徳元年三月二十日条。『教言卿記』(『大日本史料』七一九所収) 応永十五年三月二十九日条。

(56) 『行幸』(『宮内庁書陵部所蔵九条家本』)

殿下かた／＼御悦に三首の御詠あり(中略) 即式部卿法印長詣を召て、たんさくに書つけさせ、松の朶にむすひつけ 靈輪ならひに 院御所へ送進上し給ふなり、御添状あり

(添状は本論に記している)

今夜はや更すき御合事にて翌朝叡聞に備らる 御感あさからず、やかて御返しあり(後略)

(57) 『院中御湯殿上日記』(東京大学史料編纂所蔵) 天正十六年四月二十日条。

(58) 『言経卿記』天正十六年四月二十一日条、「羽柴中納言殿へ羅向了、関白殿御鷹野御供也云々」、天正十六年四月二十五

日条「殿下大坂へ御下向也云々」。

天正十六年三月十一日 法印判

(59) 拙稿「聚楽亭行幸について」(二〇〇二年三月第二六九回戦国史研究会例会発表レジメ)。

(60) 『行幸一会』(宮内庁書陵部所蔵)。

(61) 山口は、聚楽亭行幸の意義として、「行幸は、朝廷秩序の再編の目的を有していた。秀吉は天皇や公家達に知行を給付し、財政基盤を安定させた。そして全ての公家、門跡に京都の朝廷で天皇への「御奉公」に励み、「家之道」を嗜むよう命じた」とまとめている(山口註(3)論文)。

(62) 戦国期に行われた朝廷儀式の再興については、奥野高廣「戦国時代の皇室御経済」(『皇室御経済史の研究』後篇(畝傍書房、一九四四)所収)、富田正弘「室町殿と天皇」(『日本史研究』三一九、一九八九)、酒井信彦「朝廷年中行事の転換」(『東京大学史料編纂所報』一八、一九八三)、同「応仁の乱と朝儀の再興」(『東京大学史料編纂所「研究紀要」五、一九九五)を参照。

(63) 拙稿「朝廷儀式運営と豊臣政権」(二〇〇二年十月大阪歴史学会中世史・近世史合同部会レジメ)。

(64) 『三節会集』(内閣文庫所蔵)。

(65) 『狩野亨吉氏蒐集文書』(『東京大学史料編纂所影写本』)。

天正十六年正月朔日七日十六日之節會御下行之事

(中略)

合百七石三斗

右禁裏御倉米内を以、役人衆へ可相渡候也

(66) 『御湯殿上日記』慶長五年四月三日条、「とくせんゐんへ御もんの御はんの事仰いたされ候て、かさいと申候物まいりて御はんす」、慶長五年八月五日条、「御所の中そこねたる所ともとくせんゐんへ仰られて、ふきやうまいりてなをしまいらせ候」。

(67) 『御湯殿上日記』慶長五年五月十日条、「御みまいとてひてより中納言へにほひふくろ卅はくすり、同御ふくろへ廿はくすり、江戸の内ふへ卅はくすり、あきのもりてるもと中納言へ廿はくすり、うきたひせんのひていゑ中納言へ廿はくすり、とくせんゐんへ廿はくすりつかはさる、御つかゐくわんしゆ寺右大弁のさい相、みなく大さかの事にて大さかへ御くたりあり」。

(68) 板倉勝重への下賜は、『光豊公記』慶長十五年六月二十日条(『大日本史料』慶長十五年六月十四日条所収)にある。

(付記) 本論は、二〇〇三年六月二十日奈良歴史学研究会六月例会で発表した「天皇の下賜政策試論―京都所司代への下賜の成立と意義―」を基に作成したものである。その際に多数の方から貴重な助言を賜りました。本論では、貴重な助言を十分に反映できませんでしたが、ここに記して御礼とさせていただきます。